

平成22年 畜産物の輸出入検査に基づく措置状況

畜産物の輸出入の結果、監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染されているおそれのあるものについては、家畜伝染病予防法第46条に基づき消毒、焼却、埋却の措置を実施している。
平成22年における措置状況は、表26のとおりである。

畜産物の輸出入検査に基づく消毒、返送又は焼却の措置状況

(1) 消毒措置状況

(単位：件、kg)

区分	種類	骨類		皮類		毛類	
		件数	数量	件数	数量	件数	数量
消毒方法	ホルマリンガス	232	4,319,149	126	395,403	1,498	4,035,389
	硫化ソーダ						
	次亜塩素酸ソーダ	26	6,189	250	11,389,906	100	979
	酸化エチレンガス						
合計		258	4,325,338	376	11,785,309	1,598	4,036,369

ミール類		その他 ^(*)		計	
件数	数量	件数	数量	件数	数量
		16	38,327	1,872	8,788,267
2	390	572	3,266,861	950	14,664,326
2	390	588	3,305,188	2,822	23,452,593

注) ^(*): 「その他」は、肉類、臓器類、卵類、その他の畜産物等の数値を合計したもの。

(2) 輸入禁止品等の措置状況

(単位：件、kg)

区分	輸送形態	船舶貨物		航空貨物		郵便物	
		件数	数量	件数	数量	件数	数量
	返送	125	2,780,170	351	5,408	2,284	4,057
	焼却	1,781	300,828	1,056	10,135	17,081	22,763
	埋却						
	合計	1,906	3,080,998	1,407	15,543	19,365	26,820

携帯品		計	
件数	数量	件数	数量
476	918	3,236	2,790,554
32,084	44,226	52,002	377,951
32,560	45,144	55,238	3,168,505

注1) 表中、空欄については実績のなかったことを示す。

注2) ギャベージは含まない。